

## 発表事項

1 「支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）」の公表（第6回）

## **2 令和3事業年度保健医療情報等の活用に関する取組に係る支払基金予算**

(1) 保健医療情報会計収入支出予算

(2) 医療機関等情報化補助関係特別会計収入支出予算

3 令和3事業年度財政調整等特別会計予算

(1) 前期高齢者特別会計等予算

(2) 認可事業特別会計特別保健福祉事業費勘定予算

4 本部・支部総合監査結果報告（令和2年11月～令和3年2月実施分）

5 令和2事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計収入支出予算等の一部変更の認可

6 令和3年1月審査分の審査状況

7 令和3年3月審査分の特別審査委員会取扱状況

# 保健医療情報等の活用に関する取組

## 令和3年度の事業計画における保健医療情報等の活用に関する主な取組事項

### 1 データヘルスの基盤整備と運用

#### □ オンライン資格確認等システムの稼働（Action 1 ※）【保健医療情報会計】

- ① 保険医療機関等に資格情報等を提供するオンライン資格確認システムの安定稼働
- ② 医療費・薬剤情報管理機能及びレセプト振替機能を本年10月から運用開始

#### □ 医療情報化に伴う保険医療機関等及び保険者への支援等【医療機関等情報化補助関係特別会計】

- ③ 顔認証付きカードリーダーの提供及びオンライン資格確認導入に関する補助金の交付
- ④ 電子カルテの標準化を実施する保険医療機関に対する導入補助の準備

### 2 データヘルス集中改革プランへの対応

#### □ 全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大（Action 1 ※）【保健医療情報会計】

- ⑤ 患者や全国の保険医療機関等で確認できる医療情報等の対象拡大に向けた検討及び開発

#### □ 電子処方箋の仕組みの構築（Action 2 ※）【保健医療情報会計】

- ⑥ 電子処方箋の運用開始に向けた検討及び開発

### 3 NDB関連業務

#### □ 履歴照会・回答システムの開発【保健医療情報会計】

- ⑦ NDBや介護DB等の連結精度を向上させるため、履歴照会・回答システムを開発

#### □ 健康スコアリングレポート作成機能の開発及び運用【認可事業特別会計】

- ⑧ 令和4年3月、保険者・事業主単位の健康スコアリングレポートを提供開始予定

※ Action1、Action2は、「データヘルス集中改革プラン」における3つのActionに関連する事項（参考資料参照）

# 保健医療情報等の活用に関する取組と会計区分

会計区分	勘定区分	保健医療情報の活用に関する取組
保健医療情報会計	社会保障・税番号制度勘定	①オンライン資格確認及び中間サーバーの運用
		②〔 医療費・薬剤情報管理機能の運用 レセプト振替機能の運用 〕
	社会保障・税番号制度準備勘定	②医療費・薬剤情報管理機能 レセプト振替機能
		⑦履歴照会・回答システムの開発
	⑥電子処方箋の仕組みの構築	
	⑤医療情報を確認できる仕組みの拡大	
医療機関等情報化補助関係特別会計	医療情報化支援基金勘定	③④医療情報化に伴う保険医療機関等及び保険者への支援等
認可事業特別会計	特別保健福祉事業費勘定	⑧健康スコアリングレポート作成機能の開発

# 新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン

## データヘルス集中改革プランの基本的な考え方

- 3つの仕組みについて、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、令和3年に必要な法制上の対応等を行った上で、令和4年度中に運用開始を目指し、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進め、新たな日常にも対応するデジタル化を通じた強靱な社会保障を構築する。

## ▶ 3つのACTIONを今後2年間で集中的に実行

### ACTION 1：全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大

患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みについて、対象となる情報（薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報）を拡大し、令和4年夏を目途に運用開始



### ACTION 2：電子処方箋の仕組みの構築

重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づく必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い令和4年夏を目途に運用開始



### ACTION 3：自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

PCやスマートフォン等を通じて国民・患者が自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みについて、健診・検診データの標準化に速やかに取り組むとともに、対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、令和4年度早期から順次拡大し、運用



★上記のほか、医療情報システムの標準化、API活用のための環境整備といったデータヘルス改革の基盤となる取組も着実に実施。電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。